

6 地域生活拠点区域の設定

6-1 地域生活拠点区域の設定の考え方

(1) 地域生活拠点区域の位置づけ

用途地域外の農村地や中山間地等には集落地が各所に分布し、診療所や福祉施設など、日常生活に必要な都市施設が地域の中で分散して立地しています。こうした地域において、人口減少・少子高齢化が進行すると、日常生活に必要な様々なサービスをそれぞれの集落で個別に維持することが難しくなり、生活の維持に必要な機能が徐々に失われることが想定されます。

こうした状況下においても、郊外部を含む各地域の生活利便性を確保するため、各地域の中心となる地域生活拠点において、既存の生活サービス機能の維持を図ります。また、地域生活拠点において確保されていない都市機能もあるため、都市機能が集積する都市拠点や地域拠点へアクセスできる公共交通ネットワークを維持します。

さらに、都市拠点及び地域拠点周辺の市街地や、自然や歴史・文化に囲まれた地域など、多彩な居住環境を有する掛川市において、地域生活拠点が、地域住民同士の交流の場や農山村で生活したいという住民の受け皿となるとともに、観光で掛川市を訪れた人の交流の場となることで、地域のにぎわいを拡大させるとともに、新たな活動や生業の創出につなげることを目指します。

【掛川市における地域生活拠点区域の設定方針】

●地域生活拠点区域（掛川市独自設定）

- ・地域生活拠点区域は、自然的土地利用が広がる地域の生活環境を将来にわたり支えるための一定の生活サービスを維持する区域として配置します。
- ・地域住民の日常生活を支えるために必要な生活サービス機能の維持を図るとともに、地域住民等が交流できる場の維持・確保を図ります。また、都市機能誘導区域との連携の強化に資する公共交通ネットワークを維持・確保するとともに、駅や主なバス停では、利用しやすい乗り継ぎ環境を確保します。

(2) 地域生活拠点区域の範囲の設定方法

地域生活拠点は、現状で全ての拠点で公共交通網が整備されています。

地域生活拠点区域は、地域生活拠点の中心となる駅及びバス停を中心とした徒歩圏（駅及びバス停を中心とした半径 500m 圏内）を基本とした「ゾーン」として設定します。

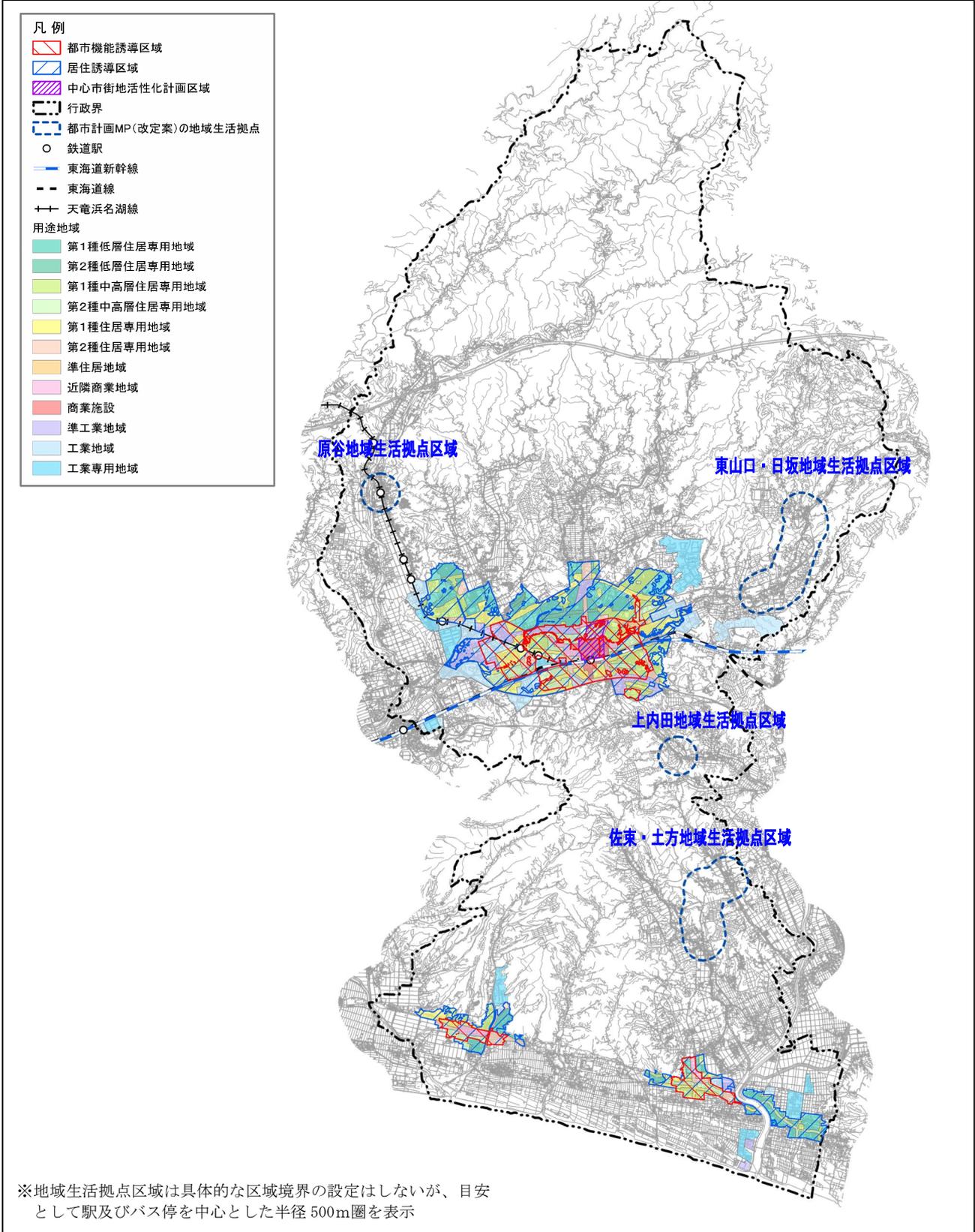
■地域生活拠点区域（ゾーン）の中心となる施設

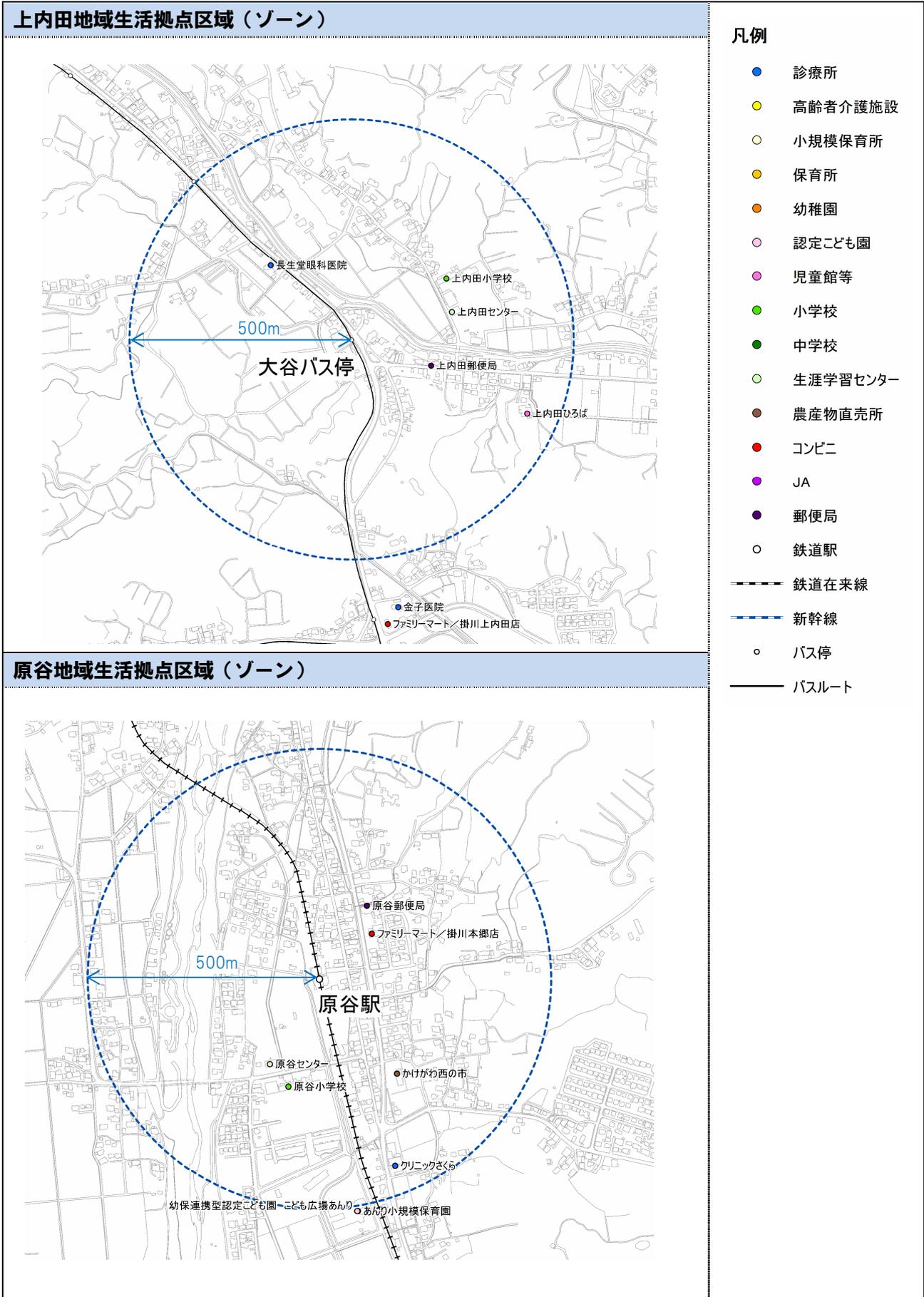
拠点名	中心となる施設	拠点名	中心となる施設
上内田	大谷バス停	原谷	原谷駅
東山口	東山口小学校バス停から	佐東	井崎バス停から
日坂	日坂バス停	土方	大東北公民館前バス停

6-2 地域生活拠点区域の設定

「地域生活拠点区域の範囲の設定方法」に基づき、以下のとおり地域生活拠点区域を設定します。

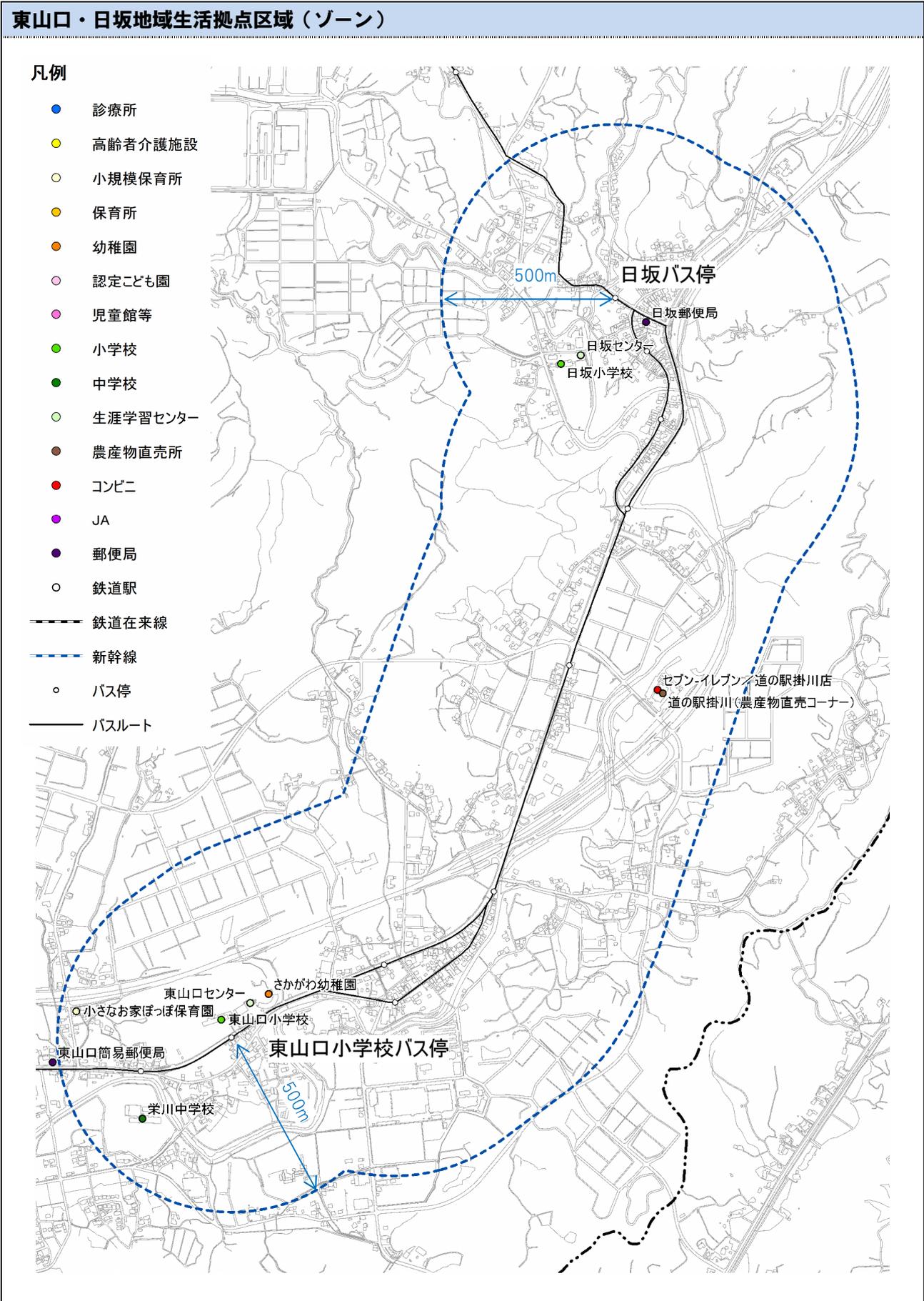
■本計画における地域生活拠点区域（ゾーン）

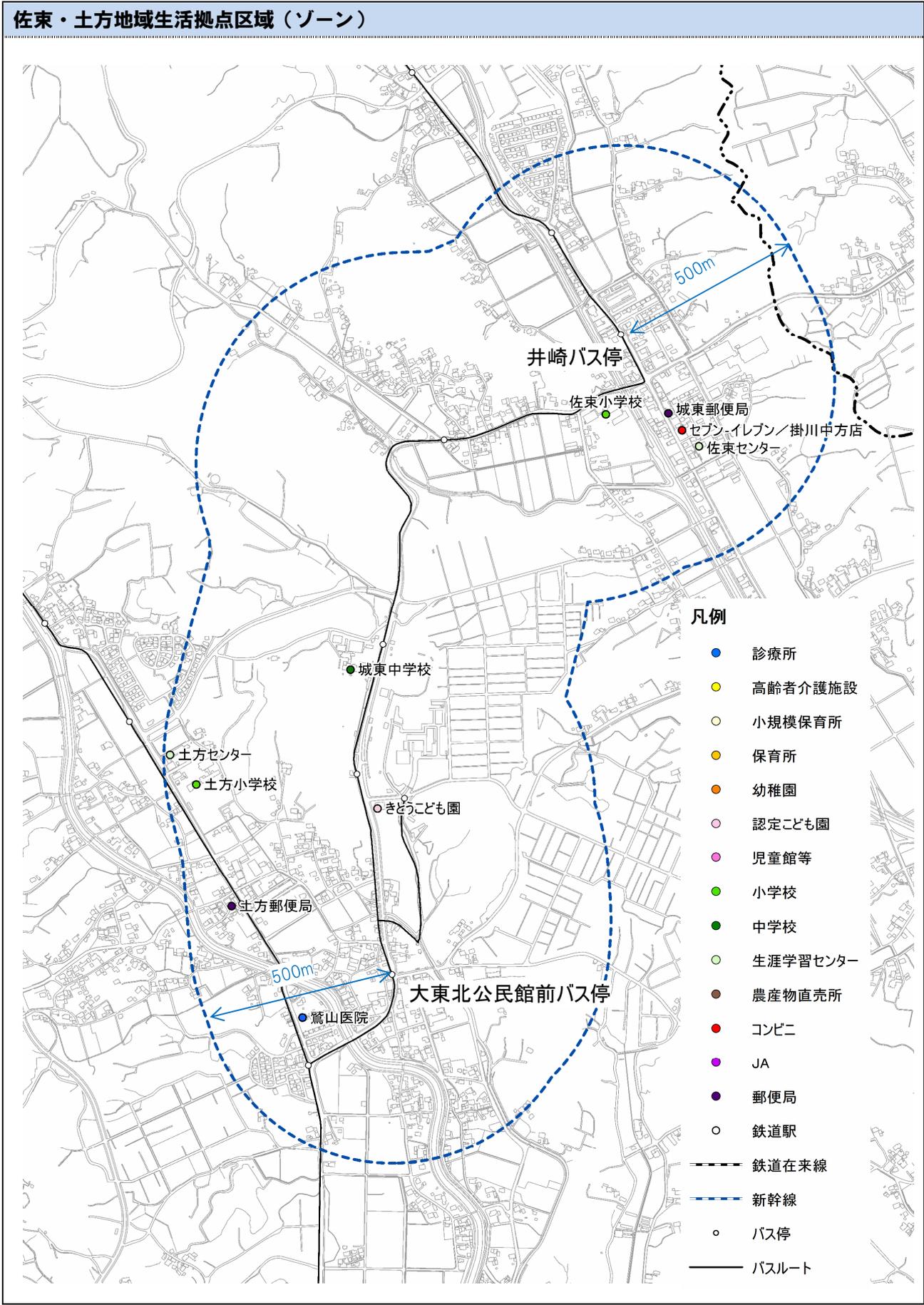




※地域生活拠点区域は具体的な区域境界の設定はしないが、目安として駅及びバス停を中心とした半径 500m 圏を表示

6 地域生活拠点区域の設定





※地域生活拠点区域は具体的な区域境界の設定はしないが、目安として駅及びバス停を中心とした半径500m圏を表示

6-3 地域生活拠点区域で維持する都市機能増進施設

都市機能誘導区域への誘導施設の立地を促進する一方で、農業環境ゾーンや森林環境ゾーンにおける地域住民の日常生活を支え地域コミュニティを維持するため、地域生活拠点区域において、地域生活機能を有する既存の都市機能増進施設の維持を図ります。

なお、コンビニエンスストアなどの身近な商業店舗も、地域の生活利便性の向上に寄与するため、こうした身近な買い物施設も含め、現状の都市機能増進施設を整理します。

■地域生活拠点区域で維持する都市機能増進施設

中学校区	地域生活拠点	医療施設	高齢者介護施設	子育て支援施設	教育施設	交流施設	買い物施設	金融施設
東	上内田	●	●	●	●	●		●
栄川	東山口・日坂			●	●	●	●	●
原野谷	原谷	●	●	●	●	●	●	●
城東	佐東・土方	●		●	●	●	●	●

(参考：地域生活機能を有する施設の分布状況)

中学校区	都市機能増進施設 地域生活拠点区域	医療施設		子育て支援施設					教育施設		交流施設		買い物施設		金融施設	
		診療所	高齢者介護施設	小規模保育施設	保育所	幼稚園	認定こども園	児童館	小学校	中学校	生涯学習センター	道の駅・農産物直売所	コンビニ	J A	郵便局	
東	上内田地域生活拠点	1						1	1		1					1
	都市機能誘導区域	11	6	1	1		1	1	1		2		5			1
	用途地域	6	1				2		1	1	1		3			1
	用途地域外	3	2		1			1	1		1		1			1
栄川	東山口・日坂地域生活拠点			1		1			2	1	2	1	1			1
	用途地域		1													
	用途地域外			1	1	1			2	1	3		2	2		2
原野谷	原谷地域生活拠点	1							1		1	1	1			1
	用途地域															
	用途地域外	1	1	1			1		2	1	2	1	3			2
城東	佐東・土方地域生活拠点	1					1		2	1	2		1			2
	用途地域															
	用途地域外	2	1				1		3	1	3		3			3

※上表の施設数は、令和5年4月時点の施設数を示す。

7 掛川市の公共交通軸

多極ネットワーク型コンパクトシティを形成するためには、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定に加え、市民等の都市機能への交通アクセスを確保する必要があります。

特に掛川市では、掛川区域の都市機能誘導区域を核とした都市構造を形成しており、地域拠点であっても病院等については、掛川区域での施設を利用する必要があります。また、地域生活拠点区域では、基幹的・広域的な施設や各地域に不足する機能へのアクセスを確保する必要があり、掛川市において、利便性が確保された公共交通軸を確保することは、多くの市民にとって生活しやすい都市づくりに向け非常に重要な要素となります。

一方で、便利でかつ持続可能な公共交通を構築するためには、行政や交通事業者のみならず、市民等が参画しながら効率的に公共交通体系を維持していく仕組みが必要となります。

こうした背景を踏まえ、掛川市では、令和10年度を目標年次とした掛川市地域公共交通計画が策定され、現在の公共交通体系を踏まえながら、以下の将来の公共交通体系が示されています。掛川市立地適正化計画においても、この計画と一体となって、多極ネットワーク型コンパクトシティを形成し、『希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川』に向けた取組みを推進していきます。

【掛川市地域公共交通計画における将来の公共交通体系】

○都市拠点

- ・医療、福祉、商業等の生活に必要な多様な都市施設や、歴史・文化施設、業務地、都市型住宅が集積するとともに、他都市や市内各拠点との連携・交流軸の核となり、市内外の人々の活動の中心である、中心市街地ゾーンを位置付けます。

○地域拠点

- ・大東区域と大須賀区域のそれぞれの市街地ゾーンのうち、行政サービス機能や商業・業務機能が集積し、市南部の生活圏の核となるエリアを位置付けます。

○地域生活拠点

- ・農業環境ゾーンや森林環境ゾーンにおいて、一定程度の生活利便性が確保されており、地域生活圏の核となる既存集落周辺を位置付けます。

○公共交通協働エリア

- ・地域・交通事業者・市などが協働し、地域が運営する自家用有償運送やデマンド型乗合タクシーなど、実情に即した公共交通の導入や運営、利用促進を行うエリアを位置付けます。
(公共交通協働エリアは、中心部を除く人口が分布している地域で、人々の移動の傾向が概ね同様である地域をひと括りとしています。)

○乗り継ぎ駅やバス停

- ・幹線となる鉄道やバス路線と地域の公共交通がスムーズに乗り継ぐことができる駅やバス停を位置付けます。

7 掛川市の公共交通軸

■掛川市地域公共交通計画における公共交通の軸、公共交通協働エリア

及び乗り継ぎ駅やバス停の配置

